

○大阪府立図書館条例施行規則(抄)

平成二十六年八月十三日
大阪府教育委員会規則第十五号

第五節 協力貸出し

(協力貸出しを受けられるもの)

第二十四条 次の機関は図書の貸出しを受けることができる。

- 一 学校教育法第一条に規定する学校
- 二 図書館法第二条第二項に規定する公立図書館
- 三 博物館法(昭和二六年法律第二百八十五号)に規定する博物館
- 四 国及び地方公共団体
- 五 放送機関、新聞社及び通信社
- 六 前各号に掲げるもののほか、館長が適当と認める機関

(利用の手続き)

第二十五条 前条に規定する貸出し(以下「協力貸出し」という。)を受けようとする機関の長は、館長が定める協力貸出申込書を提出し、館長の承認を受けなければならない。

(貸出図書の数)

第二十六条 同時に協力貸出しを受けることのできる図書の数は、十点以内とする。ただし、館長が必要と認めるときは、この限りでない。

(貸出期間)

第二十七条 協力貸出しによる同一図書の貸出期間は、当該図書の貸出しを受けた日の翌日から起算して三十日以内とする。ただし、館長が必要と認めるときは、この限りでない。

(貸出しをしない図書)

第二十八条 協力貸出しをしない図書は、次のとおりとする。

- 一 寄託図書
- 二 前号に掲げるもののほか、館長が指定する図書